

平成31年 4 月定例総会議事録

- 日 時 平成31年 4 月17日（水） 午前 9 時29分～午前10時54分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 - 第4号 形状変更届
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農地法第5条第4項の規定による協議
 - 第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転
 - 第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定
 - 第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について
 - 第8号議案 非農地通知について
 5. 閉 会

午前 9 時 29 分 開会

○会長（坂井邦夫君）

おはようございます。大分暖かくなってまいりました。今日は平成31年度の最初の月の総会でございます。今年度も、どうか皆様方の御協力をいただきまして、総会をスムーズに進められるようよろしくお願い申し上げます。

平成もあと2週間ほどになり、平成の一つのくくり、ピリオドを感じますが、どうかよろしくお願い致します。

それでは、先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は23名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会平成31年4月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出6件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知41件、報告第3号 使用貸借解約通知12件、報告第4号 形状変更届1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出3件、議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請20件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請3件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請66件、第4号議案 農地法第5条第4項の規定による協議1件、第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転11件、第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定106件、第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について1件、第8号議案 非農地通知について3件。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は4月9日、北部は4月10日に行っております。

また、調査会については、南部が4月11日、北部が4月12日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第12条第2項の規定に基づき、9番委員の西委員、10番委員の平尾委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書28ページから44ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号16番から66番までの審議結果について報告します。

第37回常設審議委員会議の報告。

佐賀市、農地法第4条の規定による意見聴取について0件、農地法第5条の規定による意見聴取について1件、

農地法第5条関係1件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページ及び2ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6

○会長（坂井邦夫君）

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から6番までの6件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

16

○会長（坂井邦夫君）

ここで皆さんにお諮りします。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号16番は、大園委員本人の案件となっておりますので、大園委員に一時退室いただき、この案件について先に意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、大園委員には一時退室いただき、この案件について先に意見を伺うことに決定しました。

それでは、大園委員退室してください。

[21番大園委員 退室]

○会長（坂井邦夫君）

それでは、この案件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

大園委員の入室をお願いします。

[21番大園委員 入室]

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書3ページから11ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

16を除く1～41

○会長（坂井邦夫君）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号16番を除く報告番号1番から41番までの40件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書12ページから14ページまでをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1～12

○会長（坂井邦夫君）

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から12番までの12件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書15ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1

○会長（坂井邦夫君）

報告第4号 形状変更届 報告番号1番について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書16ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書17ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から3番までの3件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書18ページ及び24ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

5

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、申請人が同一で、同時に申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請 審議番号5番は、申請人が同一の案件であるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番は、学校法人による『実習田』の案件で、申請人は、認定こども園を営んでいますが、今般、子どもたちの食育のために実習田として農地を取得することを計画し、申請されたものです。

申請人に、取得後の計画について確認したところ、約1反を畑、2反を田として利用し、収穫した作物については、園児の給食の材料として活用する旨の回答を得ました。

また、乾燥や精米については、管理協力者をお願いするとのことでした。

なお、委員からは、末永く実習田として利用してほしいとの要望がありました。

本案件は、学校法人による申請であり、全部効率利用要件や下限面積要件などには該当せず、地域との調和要件などについて問題ないことから許可相当と判断しました。

また、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番については、転用目的が「駐車場」の農振除外を経た案件で、道が狭いために朝夕の送迎時には近隣に迷惑をかけている状況であり、0歳児や1歳児送迎の安全確保のため、園の入口近くに送迎者用駐車場を整備したく申請されたものです。

委員から、造成する際は事故に注意して安全に工事を進めてほしいとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内の概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」であるため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」ということで甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この2件については申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番

号2番及び、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

4

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号4番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、平尾委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。そこで、平尾委員には、一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、平尾委員には一時退室いただき、この案件について先に審議を行うことに決定しました。

それでは、平尾委員退室してください。

〔10番平尾委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号4番は、普通売買の案件です。

この案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

平尾委員の入室をお願いします。

〔10番平尾委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書18ページ及び19ページをお開き下さい。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2・4を除く1～7

○会長（坂井邦夫君）

審議番号2番及び4番の2件を除く、審議番号1番から7番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号2番及び4番の2件を除く、審議番号1番、3番、6番の3件は、贈与の案件、審議番号5番、7番の2件は普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ること

に決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この5件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番及び4番の2件を除く1番から7番までの5件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書21ページ及び73ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

18

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

91

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号18番及び第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号91番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については新規就農の案件で、申請人が同一で、同時に提出されたことにより

下限面積要件を満たすものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号18番及び第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号91番については、譲受人及び借手が同一の新規就農の案件で、同時申請されることにより下限面積要件を満たすことから、一括審議・一括採決を行い、調査会において申請人による説明を求めました。

申請人は、農家の出身で、農作業経験も10年ほどあり、譲渡人から売却の提案を受けたため、営農を始めようと思い申請されたとのことでした。

申請人に、管理協力者がいるのか確認したところ、譲渡人が依頼されていた申請地の管理者がいるため、その方に指導をお願いしているとの回答を得ました。

また、委員からは、地域と協力しながら、健康に気を付けて営農を続けてくださいとの意見が出されました。

その他、地元委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断しました。

また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているため、この2件については申請どおり許可相当として、また、計画案どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

21ページの審議番号18番の普通売買ですけれども、この土地の単価一覧表を見てみますと、価格差が相当あるものですから、何か事由を聞いておられますか。

○北部調査会長（井上文昭君）

対価の事由については聞いておりませんので、事務局よろしく願います。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

価格差については、申請人には確認をとっておりません。相対で金額を決定されています。

○13番（福田義弘君）

第3条による普通売買ですから、それぞれ譲受人とか譲渡人の協議で決められているとは思いますが、100万円以上に差があったものですから、何か理由を聞いておられればと思って質問いたしました。

○会長（坂井邦夫君）

いいですか。

○13番（福田義弘君）

はい。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにご覧ませんか。22番委員。

○22番（八次 正君）

1点だけですね、譲受人の住所が〇〇商事ということになっておりますけれども、〇〇商事というのは農業をされる団体ですか。それとも、ほかに何か今事業をしておられる団体か教えていただきたいと思います。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

〇〇商事というのは、譲受人が不動産業をされている会社名です。一応その件も調査会において、不動産業者でもあるので、農地を取得して今後、転用や、土地のブローカー的なことをされる恐れがないか確認をしましたところ、譲受人の自宅が近くにあつて、近くの農地が荒れていくのが嫌だから今回取得して農業をしたいということで、今後農地を売るということは全く考えていないという回答を得ております。

○22番（八次 正君）

はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について申請どおり許可することに、また計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号18番及び、第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号91番の2件については、申請どおり許可、及び計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書19ページから21ページまでをお開き下さい。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

18を除く8～20

○会長（坂井邦夫君）

審議番号18番を除く、審議番号8番から20番までの12件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

審議番号18番を除く、審議番号8番から20番までの12件は、普通売買の案件です。

審議番号10番については、法人形態が株式会社であること、事業内容が農業だけであること、役員のうち過半が農業に常時従事すること、議決権のうち過半を農作業従事者である代表者が所有することから、農地所有適格法人の各要件を満たしており、また、各案件については、地元委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たすと判

断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この12件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この12件について一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この12件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号18番を除く、審議番号8番から20番までの12件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番及び2番は、転用目的が「農家住宅」と「農業用倉庫」の案件で、この2件

は一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決としました。

審議番号1番について、申請人は農業を営んでいますが、今般、農家住宅の建て替え及び接道確保のため、申請されたものです。

また、審議番号2番については、現在利用している農業用倉庫の地目を住宅建設にあわせて変更したく、申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、審議番号1番については、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、ともに「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、農業を営んでいますが、現在、住宅への通路が狭く、通行に支障をきたしているため、通路を拡張したく、申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件について

は、転用目的が「農家住宅」及び「農業用倉庫」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書23ページから25ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

5を除く1～9

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番を除く、審議番号1番から9番までの8件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番は転用目的が「農家住宅」及び「分家住宅」の、ともに農振除外を経た案件で、一体的に造成を行うものであるため、一括審議・一括採決としました。

審議番号1番について、申請人は、申請地北側の住宅に居住していますが、今般、有明海沿岸道路建設工事により自宅敷地が収用されることになったため、農家住宅の移転建築を計画したところ、申請地は、既存の農業用倉庫に近いので、適地と判断し申請されたものです。

また、審議番号2番について、申請人は実家敷地内の居宅に家族で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、分家住宅の建築を計画したところ、申請地は、実家に隣接するため適地と判断し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域内の概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」ということで、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準も、ともに「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」ということで、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「分家住宅」の案件で、申請人は現在、借家に居住していますが、今般、住宅建築を計画したところ、申請地は実家に近接しており、実家の農業を手伝ううえで適地と考え、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの(e)と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「駐車場及び資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、事業拡大により、駐車場と資材置場が不足しており、業務に支障をきたしているため、新たに敷地を確保したく申請されたものです。

申請人に、造成時の盛土の搬入経路について確認したところ、申請地東側の社長宅から搬入する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可なく転用された事についても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であるため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「貸駐車場及び駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、農業を営んでいますが、自家用車及びトラクターの駐車場が不足しており、また近隣の医療施設から駐車場の要望があるため、駐車場敷地を確保したく申請されたものです。

申請人に、南側に残る農地について確認したところ、譲受人が管理する旨の回答を得ました。また、駐車場を利用する医療施設について確認したところ、医療施設は申請地の近隣で、譲受人から有償で医療施設の土地・建物を借りて訪問医療等を行っていることから、今回の貸駐車場は無償で貸しだすとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であるため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた

め、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番及び8番は、転用目的が「農業施設の敷地拡張」の農振用途区分変更を経た案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

申請人は、現在、川副町内に複数の共同乾燥施設等を所有していますが、今般、施設を統合し、新たに米麦共同乾燥調製貯蔵施設の建築を計画したところ、既存の敷地では手狭となるため拡張したく申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」であるため、農用地アの（ア）。

許可基準も、ともに「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「農業用倉庫」の案件で、申請人は農業を営んでいますが、現在利用している農業用倉庫が手狭であるため、申請地に農業用倉庫を建築したく、申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「農業用施設」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの(a)と決定しております。

以上のことから、この8件については申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件について

は、転用目的が「農家住宅」及び「分家住宅」の案件で、一体的に造成を行うものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

○会長（坂井邦夫君）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号7番及び8番の2件については、転用目的が「農業用施設の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番及び8番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書26ページから44ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

10～66

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号10番から66番までの57件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号10番は、転用目的が「認定こども園の敷地拡張」の、農振除外を経た案件で、申請人は認定こども園を運営していますが、市道の拡幅工事により駐車場の一部が収用されたため、申請地を駐車場として利用したく申請されたものです。

申請人に、駐車台数の必要性について確認したところ、園の行事等の際には多くの保護者が駐車場を利用するので、周辺への迷惑を緩和するため、駐車場の整備が必要である旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題な

いことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、885番1は、「水管等が埋設された4m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

898番2は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、885番1は「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）。

898番2は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号11番は、転用目的が「農業用倉庫」の、用途区分の変更を経た案件で、申請人は生産者組合を運営していますが、集荷作業場として、農業用倉庫を建築することを計画し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市長村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号12番も、転用目的が「農業用倉庫」の、一部農振除外を経た案件で、申請人は農業を営んでいますが、法人の所有する農業機械置場が必要となったため、農業用倉庫の建築を計画し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号13番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は家族で借家に居住していますが、新たに住宅を建築することを計画したところ、申請地は実家に隣接し、今後、両親の

面倒をみる上で適地と判断し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの(e)と決定しております。

審議番号14番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、小学校に近く、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地中央及び南側の水路の管理について確認したところ、自治会の公役で管理していく旨の同意を得ているとの回答を得ました。

さらに、委員からは、販売する際は、住宅購入者へ公役の参加について十分に説明するよう意見が出されました。

また、既存の橋梁について確認したところ、今までは申請地への通路として利用していたが、強度上の問題で、架け替えるとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号15番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、従業員の駐車場が事務所から離れており、不便なため、新たに駐車場を整備することを計画し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害

防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号16番から66番までの51件は、転用目的が「工業団地」の、一部農振除外を経た案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決し、調査会において申請人説明を求めました。

申請人の説明によると、佐賀市では、久保泉第2工業団地が完売し、分譲可能な工業団地がない一方で、企業からの引き合いが複数あるため、佐賀市の産業振興及び地域の人口減少防止、若者の雇用の場を確保することを目的として、申請地を工業団地として造成し、企業を誘致すべく、申請されたものです。

申請人に、申請地を工業団地として選定した経緯について確認したところ、申請地は、佐賀大和インターチェンジに近く、陸路を活用する誘致企業の多くは、同インターを利用するため適地であったこと、また、申請地の大部分は、市町村合併前に住宅開発地として計画されていた土地で、その後の経済不況等により開発計画が頓挫しており、今回の申請により、地域の課題を解決する必要があったとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地力の（ア）のa。

許可基準は、「地域整備法に該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合」に該当するため、第1種農地力の（イ）のhと決定しております。

以上のことから、審議番号10番から66番までの57件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号14番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号14番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号15番について質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

現地を見ておりませんのでよくわかりませんが、申請地の隣接地が雑種地となっておりますけれども、同時利用地になっていないというのは、何か理由があつてのことですか。

○北部調査会長（井上文昭君）

別の人の土地ということです。

○会長（坂井邦夫君）

事務局どうぞ。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

ただいま調査会長から御回答がありましたけれども、少し補足いたします。

この雑種地には古いお墓が建っております。

以上です。

○13番（福田義弘君）

はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号15番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号16番から66番までの51件については、転用目的が「工業団地」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この51件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この51件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。12番委員。

○12番（中村 明君）

地図を見たら、何箇所か空白の部分があります。ここは何ですか。

○会長（坂井邦夫君）

どうぞ事務局。

○事務局（川崎巨啓農地係主査）

土地利用計画図で一部白抜きになっている部分の御質問と思いますけれども、1つは現在、鉄塔敷になっており、申請地外となっております。

その他の白抜きと、南側の鍵型の部分につきましては、3月20日付けの申請時に同意を得られていない農地で、これらは外して申請されております。今後も用地交渉を続けられて、将来的には工業団地として転用したいという意向がおありとのことでした。

以上です。

○12番（中村 明君）

はい。わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この51件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号16番から66番までの51件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書45ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条第4項の規定による協議

1

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農地法第5条第4項の規定による協議、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行いました。協議人は、〇〇学校の児童生徒数の増加に伴い、職員、保護者用の駐車場が不足しているため、新たに駐車場を整備することを計画し、協議書を提出されました。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、協議成立相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、協議成立相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、協議成立とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、協議成立とすることに決定しました。

次に、議案書46ページから48ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1～10

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から10番までの10件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から10番までの10件：53,027.00㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この10件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この10件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この10件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から10番までの10件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書48ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

11

○会長（坂井邦夫君）

審議番号11番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号11番の1件4,403㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書49ページから69ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

1～80

○会長（坂井邦夫君）

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号1番から80番までの80件を議題とします。

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から80番までの80件

新規 35件：344,899.48㎡

更新 45件：216,277.25㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この80件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この80件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この80件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から80番までの80件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書69ページから76ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

91を除く81～106

○会長（坂井邦夫君）

審議番号91番を除く、審議番号81番から106番までの25件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号91番を除く、審議番号81番から106番までの25件

新規 17件：90,927.31㎡

更新 8件：26,948㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この25件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この25件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この25件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号91番を除く、審議番号81番から106番までの25件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書77ページをお開きください。

第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

○会長（坂井邦夫君）

第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定についてを議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、調査会において審議したところ、原案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書78ページをお開きください。

第8号議案 非農地通知について

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

第8号議案 非農地通知について、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番から3番までの3件について、地元委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、異議なしということで非農地と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会平成31年4月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会平成31年4月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会平成31年4月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時54分 閉会